

○大崎市軽度生活援助事業実施要綱

平成22年6月29日

告示第133号

改正 平成24年2月20日告示第29号

平成27年12月18日告示第200号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の在宅での自立した生活の継続を可能にするため、市がホームヘルパーを派遣し、日常生活上の軽易な援助サービスを行う軽度生活援助事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 市長は、適切なサービスを提供することができると認められる事業者（以下「事業者」という。）に事業を委託して実施するものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）であって、次に掲げる者のみで構成される世帯（生計同一と認められる世帯を含む。以下同じ。）に属するものとする。

- (1) 高齢者
- (2) 重度心身障害者
- (3) 18歳未満の者
- (4) 行方不明，入院等による長期不在者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設の入所者又は同法第29条に規定する有料老人ホーム

の入居者

(2) 高齢者の日常生活上必要な便宜を図ることを目的とする賃貸住宅又は短期滞在型の施設の入居者

(3) 病院、診療所等に入院している者（ただし、既に退院が見込まれている者を除く。）

(4) 感染症疾患のある者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認めるもの

（平24告示29・一部改正）

（事業の内容）

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 基本サービス 衣類の洗濯、住居等の掃除、家庭内での整理整頓、生活必需品及び食材の買物、関係機関との連絡、外出時の付添い

(2) 付加サービス 雪かき、草むしり、朗読、代筆、軽微な補修

2 事業の利用時間は、原則として午前9時から午後5時までとし、利用者1人につき、第1項各号ごとに1月当たり12時間を限度とする。ただし、複数人が同時に事業を行った場合は、当該人数に利用時間を乗じて得た時間を利用時間とする。

3 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく要介護又は要支援の認定を受けている者は、第1項第1号の基本サービスを利用できない。

（利用の申請）

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、軽度生活援助事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、民生委員又は地域包括支援センター若しくは指定居宅介護支援事業者に当該申請書の提出を代わって行わせることができる。

2 市長は、必要と認める場合は、前項の申請書に心身の状況等に関する書類を添付させることができる。

(平24告示29・一部改正)

(利用の決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて申請者の心身の状況等を調査の上、軽度生活援助事業利用決定通知書(様式第2号)により利用の可否を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により可と決定した場合は、事業者に対し、軽度生活援助事業利用決定連絡書(様式第3号)により通知するものとする。

(変更の申請等)

第7条 利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用内容の変更を希望するときは、軽度生活援助事業利用内容変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、利用日数又は利用時間を変更しようとする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、利用者は、変更しようとする利用日数又は利用時間について事業者に届け出るものとする。

(平24告示29・全改)

(変更の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて利用者の心身の状況等を調査の上、軽度生活援助事業利用内容変更決定通知書(様式第5号)により、利用内容の変更の可否を利用者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用内容の変更を決定したときは、事業者に対し、軽度生活援助事業利用内容変更決定連絡書(様式第6号)により通知するものとする。

(平 2 4 告 示 2 9 ・ 追 加)

(利用の決定の取消等)

第 9 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業を中止し、利用の決定を取り消すものとする。

(1) 第 3 条第 1 項の対象者に該当しないことが判明したとき。

(2) 第 3 条第 2 項各号に該当することが判明したとき。

(3) 利用者より軽度生活援助事業利用中止届出書(様式第 7 号)の届け出があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、事業を利用することが不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により、事業を中止し、利用の決定を取り消したときは、軽度生活援助事業利用取消通知書(様式第 8 号)により利用者に、軽度生活援助事業利用終了決定連絡書(様式第 9 号)により事業者へ通知するものとする。

(平 2 4 告 示 2 9 ・ 旧 第 8 条 繰 下 ・ 一 部 改 正)

(利用者負担額)

第 1 0 条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 利用者の属する世帯の世帯員が申請のあった年度において市町村民税(4月1日から6月14日までの間に申請があったときは、前年度の市町村民税)が課税されていない場合 1 回あたり 1 時間につき 1 0 0 円(1 時間を超える場合は、1 0 0 円に 3 0 分ごとに 5 0 円を加算した額)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 1 回あたり 1 時間につき 2 0 0 円(1 時間を超える場合は、2 0 0 円に 3 0 分ごとに 1 0 0 円を加算した額)

2 利用者は、前項の利用者負担額を事業者に支払うものとする。

(平24告示29・旧第9条繰下・一部改正)

(利用者負担額の減免)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(1) 生活保護法による保護を受けているとき。

(2) 災害等により利用者負担額を納めることが困難であると認めるとき。

(平24告示29・旧第10条繰下)

(利用者情報の提供)

第12条 市長は、事業の実施に必要な範囲において利用者に関する情報を事業者に提供することができる。

2 事業者は、前項の利用者に関する情報を漏らしてはならない。

(平24告示29・旧第11条繰下)

(事業実施報告及び請求)

第13条 事業者は、毎月10日までに前月分の軽度生活援助事業実施報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(平24告示29・旧第12条繰下・一部改正)

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、民生部長が別に定める。

(平24告示29・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日の前日において、大崎市軽度生活援助事業実施要綱（平成18年3月31日制定）に基づく利用者は、施行後も引き続きこの要綱に基づく利用者とする。

附 則（平成24年2月20日告示第29号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日告示第200号）

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

軽度生活援助事業利用申請書

年 月 日

大崎市長 様

住 所 _____
 申請者 氏 名 _____ (印)
 (電話番号 _____)
 対象者との関係 _____

大崎市軽度生活援助事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、この事業を利用したいので、下記のとおり申請します。

なお、事業の利用の決定を受けた場合には、市が事業を委託している事業者に対し、申請にあたり届け出た事項について、情報提供することを承諾します。

記

対象者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	—
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
	個 人 番 号		年 齢	歳
	介護保険被保険者番号		認 定 月 日	年 月 日
	要介護(支援)状態区分		有 効 期 限	年 月 日
世帯員の状況	氏 名	生 年 月 日	続 柄	備 考
		年 月 日(歳)		
		年 月 日(歳)		
利用希望	基本サービス	衣類の洗濯 住居等の掃除 家庭内での整理整頓 生活必需品及び食材の買物 関係機関との連絡 外出時の付添い		
	付加サービス	雪かき 草むしり 朗読・代筆 軽微な補修		
緊急連絡先	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	—

申請手続代行者

住所(申請者と同居の場合は不要)	氏 名	続 柄	電 話 番 号
			—

※ 申請者は、以下に記入しないでください。

審査結果(担当課使用欄)	市町村民税世帯課税状況	<input type="checkbox"/> 非課税世帯	<input type="checkbox"/> 課税世帯
--------------	-------------	--------------------------------	-------------------------------

※ 付加サービス草むしり・雪かきのサービスを利用の方は裏面に作業をする範囲を記載願います。

(裏)

草むしり・雪かきの範囲を描いてください。



※ 下記内容に注意願います。

利用者の外出及び外出を支援するのに必要な範囲となりますので、敷地全体や庭木(露地)等は対象外となります。

また、複数階集合住宅に居住し利用者の明確な線引きができない場合(共用敷地)や共用道路、公道、生業(事業)のための範囲は対象外となります。

別紙1

市町村民税の課税状況及び要介護等認定状況の調査に関する同意書

()が申請した軽度生活援助事業の利用決定の判定及び利用要件を確認するため、申請者及び世帯員の市町村民税の課税状況及び()の要介護等認定状況について閲覧することに同意します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 (印)

世帯員 氏 名 (印)
(続柄)

大 崎 市 長 様

※世帯員で収入のある18歳以上の方について、記名・押印してください。

様式第2号(第6条関係)

軽度生活援助事業利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

大崎市長



年 月 日付けで申請のありましたこの事業の利用について、大崎市軽度生活援助事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 内 容	基本サービスの利用を	承認する・承認しない(理由:)		
	付加サービスの利用を	承認する・承認しない(理由:)		
対 象 者	住 所			
	氏 名		電話番号	
	生年月日	年 月 日(歳)	性 別	男・女
利 用 内 容	基 本 サービス	衣類の洗濯 住居等の掃除 家庭内での整理整頓 生活必需品及び食材の買物 関係機関との連絡 外出時の付添い		
	付 加 サービス	雪かき 草むしり 朗読・代筆 軽微な補修		
利 用 限 度	1月当たり 12時間以内			
本 人 負 担 額	1時間当たり 円			
有 効 期 限	利用決定日から 年 月 日まで			

様式第3号(第6条関係)

軽度生活援助事業利用決定連絡書

第 号
年 月 日

様

大崎市長



この事業の利用について、大崎市軽度生活援助事業実施要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので、適切に事業実施願います。

記

決定内容	基本サービスの利用を	承認する・承認しない(理由:)			
	付加サービスの利用を	承認する・承認しない(理由:)			
対象者	住所				
	氏名		電話番号		
	生年月日	年 月 日(歳)	性別	男・女	
	緊急連絡先	住所			
氏名			電話番号		
利用内容	基本サービス	衣類の洗濯 住居等の掃除 家庭内での整理整頓 生活必需品及び食材の買物 関係機関との連絡 外出時の付添い			
	付加サービス	雪かき 草むしり 朗読・代筆 軽微な補修			
利用限度	1月当たり 12時間以内				
本人負担額	1時間当たり 円				
有効期限	利用決定日から 年 月 日まで				

様式第4号(第7条関係)

軽度生活援助事業利用内容変更申請書

年 月 日

大崎市長 様

住 所 _____
利用者 氏 名 _____ (印)
(電話番号 _____)
対象者との関係 _____

大崎市軽度生活援助事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更希望日	年 月 日から		
変更の理由			
対象者	住 所		
	氏 名		介護保険被保険者番号
現在の 利用内容	基本 サービス	衣類の洗濯 住居等の掃除 家庭内での整理整頓 生活必需品及び食材の買物 関係機関との連絡 外出時の付添い	
	付 加 サービス	雪かき 草むしり 朗読・代筆 軽微な補修	
変 更 希 望 利 用 内 容	基本 サービス	衣類の洗濯 住居等の掃除 家庭内での整理整頓 生活必需品及び食材の買物 関係機関との連絡 外出時の付添い	
	付 加 サービス	雪かき 草むしり 朗読・代筆 軽微な補修	

申請手続代行者

住所(申請者と同居の場合は不要)	氏 名	続 柄	電 話 番 号
			—

※ 変更希望の利用内容については、審査結果に基づき変更する場合があります。

様式第5号(第8条関係)

軽度生活援助事業利用内容変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

大崎市長



年 月 日付けで申請のありましたこの事業の利用の変更について、大崎市軽度生活援助事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定内容	基本サービスの利用内容の変更を	承認する・承認しない(理由：)
	付加サービスの利用内容の変更を	承認する・承認しない(理由：)
対象者	住所	
	氏名	
利用内容	基本サービス	衣類の洗濯 住居等の掃除 家庭内での整理整頓 生活必需品及び食材の買物 関係機関との連絡 外出時の付添い
	付加サービス	雪かき 草むしり 朗読・代筆 軽微な補修
利用限度	1月当たり12時間以内	
本人負担額	1時間当たり	円
有効期限	利用決定日から	年 月 日まで

様式第6号(第8条関係)

軽度生活援助事業利用内容変更決定連絡書

第 号
年 月 日

様

大崎市長



この事業の利用の変更について、大崎市軽度生活援助事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので、適切に事業実施願います。

記

決定内容	基本サービスの利用内容の変更を	承認する・承認しない(理由：)
	付加サービスの利用内容の変更を	承認する・承認しない(理由：)
対象者	住所	
	氏名	
利用内容	基本サービス	衣類の洗濯 住居等の掃除 家庭内での整理整頓 生活必需品及び食材の買物 関係機関との連絡 外出時の付添い
	付加サービス	雪かき 草むしり 朗読・代筆 軽微な補修
利用限度	1月当たり12時間以内	
本人負担額	1時間当たり	円
有効期限	利用決定日から	年 月 日まで

様式第7号(第9条関係)

軽度生活援助事業利用中止届出書

年 月 日

大崎市長 様

住 所 _____
届出者 氏 名 _____ (印)
(電話番号 _____)
対象者との関係 _____

大崎市軽度生活援助事業の利用を中止したいので、大崎市軽度生活援助事業実施要綱第9条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

対象者	住 所	
	氏 名	
中 止 年 月 日	年 月 日から	
中 止 の 理 由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 施設入所(施設名 _____) <input type="checkbox"/> その他(_____)	

届出手続き代行者

住所(届出者と同居の場合は不要)	氏 名	続 柄	電 話 番 号

様式第8号(第9条関係)

軽度生活援助事業利用取消通知書

第 号
年 月 日

様

大崎市長



大崎市軽度生活援助事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり取り消します。

記

取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 の 理 由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 施設入所(施設名) <input type="checkbox"/> その他()
連 絡 先	大崎市 部(総合支所) 課 係(担当) 電話番号 — (内線 番)

様式第9号(第9条関係)

軽度生活援助事業利用終了決定連絡書

第 号
年 月 日

様

大崎市長



この事業の利用の終了について、大崎市軽度生活援助事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので、適切に事業実施願います。

記

対象者	住所	
	氏名	
終了年月日	年 月 日から	
終了の理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 施設入所(施設名) <input type="checkbox"/> その他()	

様式第1号（第5条関係）

（平24告示29・全改，平27告示200・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

（平24告示29・追加）

様式第5号（第8条関係）

（平24告示29・追加）

様式第6号（第8条関係）

（平24告示29・追加）

様式第7号（第9条関係）

（平24告示29・追加）

様式第8号（第9条関係）

（平24告示29・追加）

様式第9号（第9条関係）

（平24告示29・追加）

様式第10号（第13条関係）

（平24告示29・旧様式第4号繰下・一部改正）